

横浜市告示第 466 号

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長の告示（平成 23 年 3 月横浜市告示第 97 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有する者に係るものについては、その期限が平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 10 月 28 日までの間に到来するもの（横浜市告示第 465 号において指定するものを除く。）について、平成 23 年 10 月 31 日とする。

平成 23 年 9 月 22 日

横浜市長 林 文子